

「市議会に関する市民アンケート」を実施しました

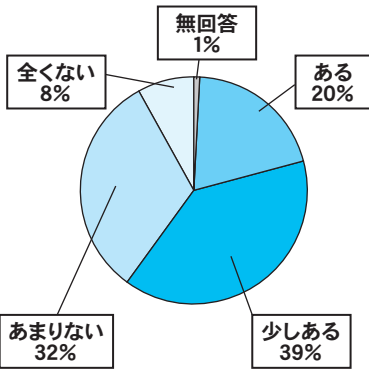
平成22年12月に議会改革特別委員会が発足し、今日までも多くの議会改革に取り組んできました。これからさらに改革を進めていく中で、市民の皆様の議会に対する率直なご意見・ご要望を把握し、今後の議会改革のための資料として活用するとともに、市民の皆様の意見を改革に反映することを目的に、平成23年11月に「市議会に関する市民アンケート（計22問）」を実施しました。

【調査の方法】市内在住の20歳以上の男女を、20代から70代以上までの6つの年代で男女各150人ずつ無作為に抽出し、合計1,800人に対し行政連絡員による配布、郵便による回収で実施。

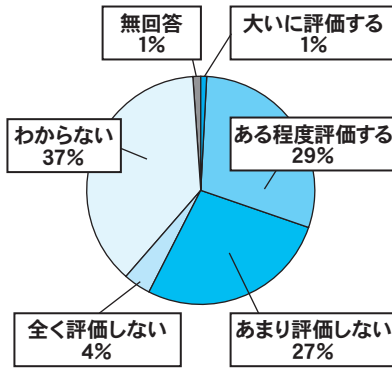
【調査の状況】配布数1,800通に対し、回収数632通（回収率35.1%）

下記はアンケート結果の一部掲載です。皆様のご理解、ご協力、ありがとうございました。

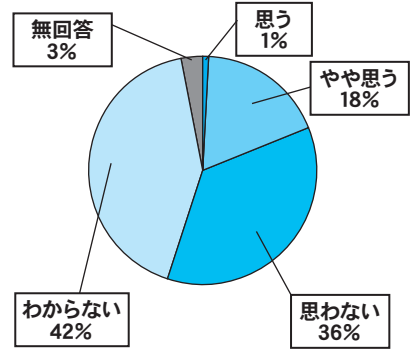
Q:市議会に関心がありますか？



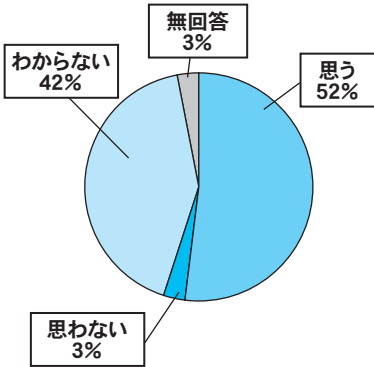
Q:市議会を評価しますか？



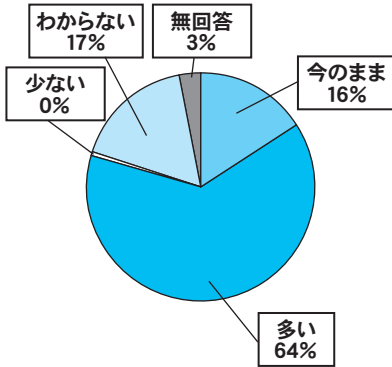
Q:市民の声が市議会に反映されていると思いますか？



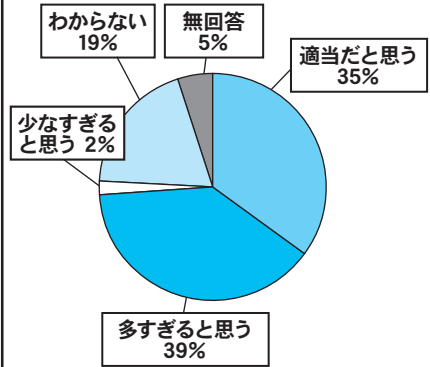
Q:議会改革は必要と思いますか？



Q:議員定数はどう思いますか？



Q:議員報酬についてどう思いますか？



知立市議会議員政治倫理条例(案)意見募集のお願い

知立市議会では「市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手である市議会議員の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立と向上を図り、市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与すること」を目的に、議員提出議案として「知立市議会議員政治倫理条例」を制定します。条例の内容に関して市民の皆様から広く意見を募集するために、2月上旬～中旬にかけて知立市議会ホームページに条例文(案)を掲載し、同時に議会事務局にも条例案をご用意します。ご覧いただき市民の皆様の意見をお寄せください。ご意見の提出は、郵送、FAX、電子メールにて議会事務局にお願いします。(表紙に記載)

【条例の骨子】

- ・議員および市民の責務
- ・政治倫理基準の遵守等
- ・市の工事等に関する遵守事項
- ・審査の請求
- ・審査会の設置等
- ・審査会の審査
- ・審査結果の措置

※提出の様式は自由ですが、住所と氏名は必ずご記入下さい。電話での受付は行っていません。

